

記入例

(戸籍証明の本人請求)

戸籍

関係の交付請求書・申出書

東 広 島 市 長 様

令和 ● 年 ● 月 ● 日

1 どなたの証明書が必要ですか。

※本籍地が東広島市以外の方は、本市ではとれません。(ただし、届書の写し及び受理証明書を除く。)

本籍地	東広島市西条栄町8番		
ふりがな	ひがしひろしま じろう	ふりがな	ひがしひろしま たろう
どなたの 証明書ですか	東広島 次郎	筆頭者 (戸籍のはじめに書かれてい る方。亡くなられても変わりません。)	東広島 太郎
明・大 (昭)・平・令	60年 1月 1日生	明・大 (昭)・平・令	25年 5月 5日生

2 窓口に来られた方

<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系の方(続柄: <input type="checkbox"/> その他の方(続柄:)	電話番号	(082)XXX-XXXX
住所	<input type="checkbox"/> 1の本籍地と同じ 東広島市西条栄町8番29号		
氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 1と同じ 大・昭・平・令 年 月 日生	【使用目的記入欄】※詳しくお書きください。 婚姻届提出のため	
法 人 の 方	※法人の代表者印、または社印(角印)を押してください。 法人の所在地 法人名 代表者氏名		<input type="checkbox"/> 年金 () 年金 () 死亡記載 <input type="checkbox"/> 相続 出生~死亡 () セット <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 戸籍届出

3 どの証明書が何通必要ですか。※ 本人・配偶者・直系以外の方からの請求には、原則として委任状が必要です。

		全部事項証明書 謄本(とうほん)	個人事項証明書 抄本(しょうほん)	() 受理証明書 年 月 日届出	通
戸籍		1 通	通	() 届の写し 年 月 日届出	通
除籍	全除	計 通	計 通	身分証明書	通
	除謄				
改製原 戸籍	平成	計 通	計 通		
	昭和				
戸籍の 附票	現	計 通	計 通	<input type="checkbox"/> 以下の追加項目はすべて省略	
	改製			追加項目 必要な場合は チェック <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 本籍地・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録情報

※ 本人確認書類の提示をお願いします。

市	本人確認: 免・旅・個・住・障・在・保・年・学・聴・運経・その他 ()				
記	権限確認: 職員証・士証・補助者証・社員証・名札・後見人	受付	作成	確認	交付
入	疎明資料: 契約書・注文書・その他 ()				
欄	添付書類: 委任状・理由書・登記事項証明書・資格証明書				

現・ク・電・コ () 合計: 円

[請求に当たっての注意事項]

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認資料について

窓口に来られた方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6. 権限確認書類（委任状など）について

窓口に来られた方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。また、戸籍の附票について、委任状などに追加項目の要否の記載が明記されていない場合は追加項目を省略したものを交付します。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）に処せられます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。

●当市では、プライバシー保護のため、他人の戸籍の附票の交付を受ける時、本人確認書類に加えて委任を証する書面又は、①使用目的 ②誓約書 ③疎明資料 が必要です。

（住民基本台帳の閲覧並びに住民票及び戸籍の附票の写しの交付に関する取扱要領）

誓 約 書

交付請求書・申出書のとおり、戸籍の附票の写しの交付を請求するに当たり、請求理由以外の目的には、使用しないことを誓約します。

（会社名）
請求者署名

※請求者署名欄を自署していない場合は氏名の右に請求者が押印してください。（法人の方は代表者印又は社印（角印）を押印してください。）